

(第 1 回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 1 9 日
契 約 業 者 名	富士島建設株式会社
契 約 業 者 の 住 所	山梨県韮崎市富士見三丁目 7 番 2 9 号
工 事 の 名 称	R 6 白州出張所砂防整備工事
工 事 場 所	白州出張所管内（山梨県北杜市及び韮崎市）
工 事 種 別	維持修繕
工 事 概 要	流路整備工 1 式 除草工 1 式 除草 0 m² 防護柵設置工 1 式 転落防止柵工 1 式 転落防止柵設置工 1 4 2 m 砂防整備工 1 式 砂防施設整備工 1 式 砂防施設整備 1 式
工 期 （ 自 ）	令和 6 年 1 0 月 1 日
工 期 （ 至 ）	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 8, 1 5 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	1, 2 1 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	1 9, 3 6 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 流路整備工 現地精査により、除草工を精算（減）する。 2. 防護柵設置工 地元調整の結果、景観に配慮した構造へ変更したことにより 防護柵設置工を増工する。 3. 砂防整備工 現地調査により、砂防整備工を精算（減）する。 4. 共通仮設費 特記仕様書 2 5 条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を追加 する。 5. 工期 工期は元設計のとおりとする。